

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が
全くない



後見人に
代理権と取消権が
与えられる

保佐



判断能力が
著しく不十分



保佐人に
特定の事項以外の
同意権と取消権が
与えられる

補助



判断能力が
不十分



補助人に一部の
同意権と取消権が
与えられる

任意後見制度

将来、判断能力が
不十分となったときに
備える場合



判断能力があるうちに、
任意後見人を選んでおく

成年後見人の申し立てが必要になるケースとは？

※認知症の人の預貯金を管理したい場合

認知症になった人名義の預貯金口座は凍結されることがあります。たとえ家族であっても、本人以外が銀行の窓口で口座の解約をすることは基本的にはできません。本人を銀行に連れて行っても、意思確認が出来ない状態なら同じことです。



※不動産の管理や処分が必要な場合

認知症の人が所有している不動産を他人に賃貸して収入を得ている場合、不動産の管理を自分で行うことができません。成年後見人に不動産を管理してもらう必要があります。



※本人を施設に入所させたい場合

認知症の人を介護施設に入所させたい場合にも、成年後見人が必要になることがあります。本人に判断の力がなければ、介護施設に入居するための契約ができないからです。親族であるという理由だけでは、成人している人の代理人にはなれません。



※各種相続手続きにも成年後見人の申し立てが必要

相続が発生した時に、相続人の中に認知症の人がいれば、成年後見人の選任が必須になる場合があります。たとえば、亡くなった人の預貯金口座を解約する際には相続人全員の関与が必要になるため、認知症の人には成年後見人を付けなければなりません。

相続手続きでは、遺言書がない場合、相続人全員で遺産分割協議をすることになります。認知症の人は遺産分割協議ができないので、事前に後見人を選任しなければならず、時間がかかります。